

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年11月1日まで

私は、A社で研修を受けた後、同社が設立したB事業所に昭和42年7月から勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びB事業所に継続して勤務し（A社からB事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の当時の事業主及びB事業所の複数の同僚が、申立期間当時、B事業所に勤務していた者の給与はA社から支給されていた旨の供述をしていることから、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和42年11月1日までの期間は、引き続きA社において厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB事業所は既に解散しており、このほか

に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年11月1日まで

私は、A社で研修を受けた後、同社が設立したB事業所に昭和42年7月から勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びB事業所に継続して勤務し（A社からB事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の当時の事業主及びB事業所の複数の同僚が、申立期間当時、B事業所に勤務していた者の給与はA社から支給されていた旨の供述をしていることから、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和42年11月1日までの期間は、引き続きA社において厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB事業所は既に解散しており、このほか

に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年11月1日まで

私は、A社で研修を受けた後、同社が設立したB事業所に昭和42年7月から勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びB事業所に継続して勤務し（A社からB事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の当時の事業主及びB事業所の複数の同僚が、申立期間当時、B事業所に勤務していた者の給与はA社から支給されていた旨の供述をしていることから、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和42年11月1日までの期間は、引き続きA社において厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB事業所は既に解散しており、このほか

に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4594

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4595

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4598

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで

年金事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと思うので、調査の上、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 12 月に会社を退職する際、人事担当者から国民年金の加入手続を行うように言われていたので、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。」と主張しているものの、国民年金の加入手続、申立期間の保険料の納付時期、納付場所等についての記憶が明確ではなく、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 6 月頃、A 県 B 町（現在は、C 市）において払い出されていることが確認でき、B 町の国民年金被保険者名簿は保管されていないものの、申立人に係る特殊台帳によれば、昭和 58 年度及び 59 年度の保険料納付に関する記録欄には、保険料納付の記録は無く、59 年度の照合欄に社会保険事務所（当時）と同町との間で納付記録の照合が行われたことを示す「照」の印が確認できる。

さらに、昭和 60 年 6 月から申立人が居住したとする C 市における申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できない上、申立人が申立期間後に居住した D 県 E 市の国民年金被保険者カード及び同県 F 町の国民年金被保険者名簿により、申立期間の検認記録欄に保険料が未納であることを示す「未」の記録が確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 59 年 8 月 11 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、B社が提出した被保険者標準報酬決定通知書の記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 6 月 1 日から 59 年 8 月 11 日までの期間については、企業年金連合会が提出した申立人に係るC厚生年金基金の記録がオンライン記録と一致している上、D健康保険組合が提出した申立人に係る健康保険資格証明書で確認できる 54 年 8 月 1 日の随時改定及び 58 年 10 月 1 日の定時決定における標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、雇用保険支給台帳によれば、申立人の申立事業所に係る昭和 59 年 8 月 10 日の離職時賃金日額は 1 万 735 円と記録されていることから判断すると、退職日直前の 6 か月間に係る平均の賃金月額が 32 万 2,050 円であったことがうかがえ、当該賃金月額はオンライン記録上の申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日における標準報酬月額（32 万円）と符合する。

加えて、申立事業所は、「当時の賃金台帳を保管していないため、給与支給総額等は不明である。」と回答している上、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 11 日から同年 7 月 2 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においても同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人に係る資料は保管しておらず、申立人の在籍期間、申立期間の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人の申立てを裏付ける供述は得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人は昭和 46 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47 年 2 月 11 日に同資格を喪失した後、同年 7 月 2 日に新たに別の整理番号で同資格を再度取得していることが確認でき、当該被保険者記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は昭和 47 年 2 月 10 日に離職後、同年 7 月 2 日に同社において雇用保険の被保険者資格を再度取得していることが確認でき、当該記録は、前述の被保険者名簿の記録と符合している上、同被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同様に被保険者期間に空白期間が確認できる同

僚4人の雇用保険の被保険者記録についても、当該空白期間における離職日及び同社における再度の資格取得日は、同被保険者名簿の被保険者記録と符合していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月頃から 48 年 9 月 21 日まで
② 昭和 51 年 1 月 1 日から 54 年 3 月まで

私はA社に就職し、昭和 44 年 3 月頃から 54 年 3 月まで継続して勤務したが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①当時において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 48 年 9 月 21 日）よりも前から同社に勤務していたことは推認できる。

一方、前述の同僚のうち、社会保険及び給与に係る事務全般を担当していたとする者は、「当時、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、給与から厚生年金保険料は控除せず、全額を会社が負担していた。なお、見習いとして採用された従業員についてはしばらくの間、厚生年金保険に加入させない期間があった。」と供述しており、ほかの複数の同僚も、「当時、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」と供述している。

また、被保険者名簿により確認できる申立期間①における厚生年金保険の被保険者数が、前述の複数の同僚が記憶する従業員数より少ないことを踏まえると、A社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業

所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の主張を確認できない。

加えて、被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 48 年 9 月 21 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても申立人の当該記号番号は同年 9 月 21 日に払い出されていることが確認できる。

- 2 申立期間②については、申立人は、「私は、昭和 54 年頃にA社を一旦退職して、B市に所在するC社で2年間から3年間程度勤務したが、その後、再びA社で働いた。」と主張しているが、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の主張を確認できない。

また、申立期間②当時、A社において社会保険及び給与に係る事務全般を担当していたとする者は、「従業員の給与から厚生年金保険料は控除せず、全額を会社が負担していたが、当時は経営が苦しく、一部の従業員については同業他社で働く者もいた。なお、会社は、昭和 56 年 3 月に厚生年金保険の任意適用事業所を脱退した。」と供述している上、申立期間②当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚も、厚生年金保険料は会社が全額負担していたと供述している。

さらに、被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「申立人は、私が昭和 53 年 4 月にA社に入社した時点では、既に同社を退職されており、再び勤務されたのは、私が入社した時期より 1 年から 1 年半くらい後だったと記憶している。」と供述している。

加えて、被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 51 年 1 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき厚生年金保険被保険者資格の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実があることが要件とされている。